

京都市告示第402号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成9年7月11日付けで認可した黒田自治会の主たる事務所の所在地及び区域の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年1月28日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

事項	変更前	変更後
主たる事務所の所在地	京都府北桑田郡京北町大字宮小字宮野80番地の1	京都市右京区京北宮町宮野80番地の1
区域	京都府北桑田郡京北町大字芹生、片波、灰屋、上黒田、宮、下黒田全域	京都市右京区京北芹生町、京北片波町、京北灰屋町、京北上黒田町、京北宮町、京北下黒田町の全域

※ 平成17年4月1日に京都市と京北町が市町村合併したことに伴う住所表示の変更。  
(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)